

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

非償却資産

Q: 税法上、固定資産であっても減価償却できないものにはどのような資産がありますか。

A: 固定資産でも事業の用に供していなかったり、事業の用に供していても時の経過とともに価値の減少しない資産は減価償却できません。

【解説】

税法上減価償却資産とは、固定資産のうちで事業の用に供していて、時の経過とともに価値の減少するものをいいます。したがって、事業の用に供されていない固定資産や、時の経過によりその価値の減少しない資産は減価償却資産に該当しません。次のような資産がこれに該当します。

- (1) 土地、土地の上に存する権利
- (2) 電話加入権及びこれに準ずる権利
- (3) 書画骨とう
- (4) 白金製溶解炉、白金製のつぼ、銀製のなべのように、素材となる貴金属の価額が取得価額の大半を占め、一定期間使用後素材に還元の上で鑄直して再使用することを常態としているもの
- (5) 事業の用に供していない次のような資産
 - ① 稼働休止中の資産
 - ② 建設中の資産
- (6) ゴルフコースの芝生など

